

宮崎県最低賃金は、本年10月5日（土）から「**時間額 952 円**」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金の算定に当たって、次の賃金は参入しません。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④精皆勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836